

## 質問回答書

質問事項がありましたので、以下のとおり回答します。

No	質問内容	回答
1	仕様書 P1 に「電子決裁を含む行政文書の作成、保管及び廃棄を電子的に管理し、文書分類体系を構築することで、効率的な管理を進め、社会環境に配慮したペーパーレス化を推進するとともに、情報公開への対応や事務の効率化を図る必要がある。」とあるが、P6 には「今後、電子決裁の機能拡張が行えるシステムであること。」とある。令和4年4月には、電子決裁機能は稼働しないということによろしいか。電子決裁の導入費用及び使用料に跳ね返るため、質問する。	<p>様式第7号「機能要件調査票」5起案の2決裁における2項目で「電子決裁による決裁機能を有すること。」としており、電子決裁は必要要件としています。</p> <p>また、仕様書 P 6、13その他(3)に記載のある事項については、導入した電子決裁システムの機能が固定化されたものではなく、本市が機能を追加で依頼した際に流動的に拡張が可能であることを記載したものです。</p> <p>なお、仕様書 P 6 に関する機能拡張を行った場合の費用負担は、本市が負うこととなります。(機能拡張依頼の例)</p> <p>電子決裁システムの合議が関係する2課のみにしか対応していない場合に、3～4課に対応するようシステム改修を依頼する。</p>
2	操作研修対象者の明示を希望する。	全職員が対象となります。
3	仕様書 P3 に「今回のシステム導入に係る移行データはない」とあるが、稼働初年度のファイル基準表情報が無ければシステムは稼働できない。初期セットアップすべき稼働初年度(または前年度)のファイル基準表情報は明示いただける想定でよろしいか。	<p>現在、文書管理システムを導入していないことから、移行するデータはないことを記載しています。</p> <p>導入に際し、文書分類表及び文書分類保存年限表等が保管、保存を行うファイルの基となりますので、当該表を提示することは可能です。</p>
4	他システムの連携について仕様書に記載があるが、業務システムはアカウント管理が煩雑となるためグループウェアからのシングルサインオンを実施するケースが多い。グループウェアから POST できる情報などは別途提示可能か。	<p>グループウェアのシステムベンダーに確認したところ、提示は可能とのことです。</p> <p>なお、契約を締結する際に、別途、グループウェアのシステムベンダーと協議をお願いします。</p>
5	機能要件調査票.xlsx 130行目「紙文書として決裁・供覧する文書については、起案用紙・供覧用紙の印刷ができること。」とあるが、「起案して供覧する」とはどのようなことか。  当社システムでは「収受文書は供覧する」「起案文書は決裁する」という仕様となっているため、起案文書の供覧という考え方が無い。	<p>電子決裁を使用せず、紙媒体により処理を行う場合において、決裁については起案用紙を、供覧については供覧用紙を、それぞれ印刷して行えるようにすることを想定しています。</p> <p>上記の内容を想定しており、質問内容の方法で問題ないと考えます。</p>

	紙供覧の場合は、起案情報の登録画面から供覧書が打ち出せればよく、電子決裁の場合は「供覧」に準ずるフローが電子決裁上で表現できれば良いか。	
6	<p>ファイル単位で完結処理を行なう運用について、具体的にご教授くださいますでしょうか。</p> <p>このような機能要件で求められる完結処理とは、フォルダーに文書を追加・削除することをできなくする処理を指します。事業完了・年度切り替え時など、フォルダーに文書を追加・削除することがなくなった年月日を入力し、完結処理を行うことを想定しているケースが多いようですが、ファイル内の文書を全て完結することを代替案として提示することをご容赦いただけないでしょうか。</p>	<p>様式第7号「機能要件調査票」6 施行・完結処理、3 完結処理の2及び3において、完結処理後の文書は、一般ユーザーでは修正等を行えないことを必要要件としていますので、当該機能において対応可能であれば、フォルダー単位ではなく、ファイル単位で完結する運用は、支障ないと考えます。</p>
7	<p>P2「※上記提案上限の金額は、予定価格を示すものではない。ただし、企画提案書等を提出する際には、上記価格を越えないこと。また、保守及び運用支援に関して予算が成立しない場合は、システム使用契約を締結できない場合がある。」とあるが、この場合のシステム使用料はどのように支払うことを想定しているか。</p>	<p>仕様書3(3)にスケジュールを記載していますが、本件は、茂原市文書管理システム導入業務に係るものであり、令和3年10月に導入業務契約を締結し、令和4年3月に導入完了報告の提出を受け、検査合格後に導入費用を支払うこととなります。</p> <p>令和4年度予算が、令和4年3月議会において成立した場合、令和4年4月1日付けで、5年間の運用及び保守契約を締結し、年度ごとに検査し、検査合格後、システム使用料等を支出する予定としています。</p>
8	<p>貴市の年間の起案件数及び収案件数をご教示ください。</p>	<p>年間の起案件数及び収案件数は、把握していません。</p> <p>なお、本市において、特殊事項に係る起案や収受が多いとは考えられないため、各事業者においてシステム運用している同規模自治体と同件数になると考えます。</p>
9	<p>現在、文書目録の管理はExcelで管理を行っているのでしょうか。</p>	<p>文書目録としての文書分類表及び文書分類保存年限表は、Excelで管理しています。</p>
10	<p>目録を管理している場合、文書件名の管理も行っているのでしょうか。</p>	<p>文書分類保存年限表において、個別フォルダ名は管理していますが、個別の文書件名は管理していません。</p>
11	<p>茂原市文書管理システム導入業務仕様書 4 システム要件 (1) 基本的事項 オ ウェブブラウザの変更に対応できること。について、使用するブラウザの具体的な指定はあるのかご教示ください。</p>	<p>仕様書3(2)イに示したように、Internet Explorer 11が令和4年6月にサポート終了予定であることから、同じMicrosoft社製のブラウザであるEdgeへの変更を予定しています。</p>

以上